

テレコン操作に必要な免許について



■ クレーン操作の免許について

クレーンを操縦する場合、有線（ペンダント式）か無線（テレコン）に限らず、「**クレーン運転士**」の免許が必要になります。
クレーン以外の操縦の場合(シャッターなど)は必要ありません。

クレーン運転士免許は、労働安全衛生法に定められた国家資格（免許）のひとつであり、つり上げ荷重5t以上を含め全てのクレーンを操作することができます。

■ テレコンの無線免許について

電波の利用に関して、「電波法」という法律があります。

テレコンでは、微弱無線局または特定小電力無線局の電波を使用しています。

微弱無線は免許を必要としない無線局です。特定小電力無線局の使用には技術基準適合証明が必要ですが、製造メーカーが取得しているため、クレーンの運転者は**無線に関する資格は必要ありません**。

